

## 特殊車両通行許可の手続きの不備について (お知らせ)

金沢河川国道事務所の行った特殊車両通行許可の一部において、手続きに不備があったことが判明しました。

本来の特殊車両通行許可手続きでは、複数の道路管理者（国道・県道・市道など）に跨る経路を申請する場合、申請を受け付けた道路管理者（金沢河川国道事務所）が他の道路管理者の関係分について協議を行い、一括して許可すべきところですが、本事案は、他の道路管理者への申請を申請者自らが行うことを条件として許可をしていたものです。

申請者の皆様には多大なご負担をおかけしたことについて謹んでお詫び申し上げます。該当者の方には許可書を速やかに是正します。

なお、該当許可の申請者に対しては、金沢河川国道事務所より改めて連絡し説明をさせていただくこととしております。

また、今回の件に関するお問い合わせは、金沢河川国道事務所へお願いいたします。

今後、このようなことが生じないように再発防止に努めてまいります。

### 1. 対象となる許可日

平成25年12月26日（木）～平成26年1月28日（火）

### 2. 該当の許可件数

許可件数 456 件（申請者 67 社）

#### 【問合せ先】

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

副所長 向田 満

TEL : 076-264-8800（代表）

FAX : 076-233-9632